

補助金調書

補助金名	事業内職業訓練補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局産業振興部 経営支援課(TEL441-1232)
交付先	団体	職業訓練法人 職業訓練団体	区分	その他の補助金	
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	4月		
(公募の場合) 応募要件	市内に居住する方や市内で働く方を対象として、職業能力開発促進法に定められた認定職業訓練を行うことを目的とする法人である職業訓練法人及び職業能力開発促進法に定められた普通職業訓練の普通課程を行っている団体				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	昭和49	年度	経過年数	41	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	市内中小企業の人材養成に寄与する職業訓練を実施する団体に補助金を交付し、もって市内中小企業の経営力強化に資することを目的とする。				
補助金の終期	平成28	年度	延長回数	回	
終期を延長する理由					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ①福岡地区職業訓練協会が実施する職業訓練に関する指導および情報提供事業について、事業内職業訓練補助金交付要綱に定めている事業費の2分の1以内。 ②職業能力開発促進法に定められた普通職業訓練の普通課程について、 ・団体割(100千円×団体数) ・市内生徒数割(8千円×市内生徒数) の合計額。			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	2 件	4 件	4 件	
	1,140 千円	852 千円	1,148 千円	1,116 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	①職業訓練協会実施の指導および情報提供事業は下記のとおり。 ・短期技能講習について、会員事業主及び団体に対し広報を行うとともに、関係団体を訪問し、事業所が必要とする技能向上訓練の実施について協議。(64社・団体) ・資格取得のための事前講習の実施について各団体と協議(6団体) ・団体が行う講習の指導及び講師の斡旋(8団体) ・事業主が行う事業内訓練の実施要領の指導(3団体) ・広報資料の作成、職業訓練情報について、市町村及び関係機関に対して広報依頼。 (16自治体等) ②普通課程については、福岡県職業訓練会の市内居住生徒が認定職業訓練に参加した。				
補助金交付 による効果	本市においては、中小企業が事業所数及び従業員数の大半を占めているが、大企業と中小企業の経営基盤の格差は依然として大きく、特に経営基盤の脆弱な中小企業においては職業訓練等への投資も難しく、人材育成が重要な課題となっている。 このような中、交付先団体は市内中小企業従業員をはじめとした人材育成、能力開発の推進に寄与している。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。